

令和5年7月21日

関係団体等の長 殿

茨城労働局労働基準部
健康安全課長

職場における熱中症予防対策の徹底について（緊急要請）

日頃より、労働基準行政の推進にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

茨城労働局では、7月を重点取組期間とする STOP!熱中症クールワークキャンペーン（以下「クールワークキャンペーン」という。）を実施し、熱中症による労働災害防止のための取組を強化しているところです。

しかしながら、今月、茨城県内の建設現場において、60歳代の労働者が熱中症の疑いにより死亡する労働災害が発生しました。

熱中症への対策は、梅雨明け以降も厳重に注意する必要があり、それぞれの事業場においては、労働者に熱中症が疑われる異変を感じた場合には、速やかに病院へ運ぶ対応を行っていただくとともに、労使が一体となって、職場における熱中症の予防について取り組むことが最も重要です。

つきましては、貴団体傘下の事業場におかれまして、重点取組期間が明けた8月以降も、クールワークキャンペーンにおいてお願いしている熱中症予防のための取組を徹底していただくとともに、下記事項に重点を置き、引き続き熱中症の予防及び重篤化の未然の予防に取り組まれるよう要請いたします。

また、別添リーフレットについては今後の取組に御活用願います。

記

（屋外で作業を行う場合の注意点）

- 1 こまめに休憩を取り、その都度、水分と塩分を補給すること。
- 2 暑さ指数が高いときには、休憩時間の延長、作業時間帯の見直しを行うこと。
- 3 冷却ベスト等の熱中症予防対策グッズを活用すること。

（緊急時の対応）

少しでも労働者に熱中症が疑われる異変を感じた場合、涼しい場所で身体を冷却し、速やかに救急車を呼び病院に搬送すること。この場合、病院へ運ぶまでは決して一人きりにしないこと。

茨城労働局労働基準部
健康安全課 担当 あとへ 跡部
電話 029-224-6215